

広島県告示第八百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によつて、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 自 立 支 援 医 療 を 主 と し て 担 当 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師 の 氏 名	指 定 年 月 日
ふじかわ心療内科クリニック	廿日市市下平三六	精神通院医療	藤川徳美	平成二〇〇九年一〇月一日
庄原赤十字病院	良一丁目三一	精神通院医療	早川誠一	平成二〇〇九年一〇月一日
森田内科クリニック	二丁目七一一	小兒科	森田竹千代	平成二〇〇九年一〇月一日
福山市南蔵王	庄原市西本町	精神通院医療		

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	医療の種類	指 定 年 月 日
マリン薬局阿賀店	呉市阿賀中央六丁目一一三四	自立支援	
育成医療・更生	医療	自立支援	
月一日	平成二〇〇九年一〇	指定年月日	